

秋田県医師国民健康保険組合第117回通常組合会は、平成26年7月26日 秋田市千秋久保田町6番6号秋田県医師会館4階で開催された。

議員定数 30名、出席者 22名、欠席者 8名

出席した議員は、次のとおりである。

1番	村山 仁	14番	渡邊 毅	22番	工藤 透
2番	三浦 由太	15番	渡辺 一	23番	桑山 明久
5番	木村 衛	16番	滑川 五郎	24番	木村 元
7番	小泉 達朗	18番	吉方 清治郎	25番	山田 暢夫
8番	石垣 智	19番	佐藤 裕明	26番	児玉 光
9番	山須田 健	20番	遠藤 勝實	27番	吉田 賢志
10番	高橋 裕	21番	根田 芳昌	29番	松下一 夫
13番	曾根 純之				

欠席した議員は、次のとおりである。

3番	桑原 敏行	11番	織田 尚明	28番	久保 信之
4番	松岡 一志	12番	熊谷 理夫	30番	小笠原 武
6番	原田 健二	17番	後藤 眞暎		

出席した役員は、次のとおりである。

理事長	大野 忠	常務理事	櫻庭 清	理事	俵谷 幸蔵
副理事長	千葉 二美夫	理事	橋本 正幸	監事	高橋 正喜
常務理事	大高 詳一郎	理事	笹尾 知		

欠席した役員は、次のとおりである。

理事	佐藤 祥男	監事	中島 規道
----	-------	----	-------

本日の会議は、次の通りである。

- 1・開会
- 2・仮議長選出
- 3・資格確認
- 4・議長・副議長選出
- 5・議事録署名人選任
- 6・理事長あいさつ
- 7・議事
 - 議案第1号 平成25年度事業報告認定について
 - 議案第2号 平成25年度一般会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第3号 平成25年度役職員退職積立金特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◇財産目録
 - ◇監査報告書
 - 議案第4号 平成25年度一般会計決算剰余金処分について
 - 議案第5号 平成26年度一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について
 - 議案第6号 組合規約の一部改正について
- 8・役員選挙
- 9・協議 医師国保等問題検討委員会（仮称）の設置について
- 10・その他
- 11・閉会

<p>事務長</p>	<p>お待たせいたしました。 それでは、第117回通常組合会を開会いたします。 ご案内のように、本日の会議は、議員選出後最初の組合会であります。 このため、議案書の2頁の次第にありますように、議長及び副議長が選出されるまでの間、仮議長を選出して会議を進めることになっています。 仮議長の選出にあたりましては、慣例により、最年長の議員の先生があたることになっておりますので、滑川先生をお願いいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(特に反対の意見なし)</p> <p>ありがとうございます。 それでは、滑川先生に仮議長をお願いいたします。 滑川先生、議長席に移動、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>仮議長</p>	<p>慣例によりまして、正・副議長が決まるまでの間、仮議長を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>早速ですが、次第に従いまして進めてまいります。 最初に、資格確認であります。 議員定数30名に対し、ただ今のところ、21名の出席をいただいております、過半数を超えていますので、国民健康保険法施行令第13条によりまして、この会議は成立しております。 また、本日の議事には、規約改正案が提出されており、規約改正の審議には、3分の2以上の議員の出席が必要となっておりますが、その人数の20人に達していることを申し添えます。</p> <p>それでは、4の議長、副議長の選出に入ります。 議案書の3頁をご覧くださいと思います。 提案理由にありますように、組合会議員の任期満了に伴い、議員の改選がありましたので、組合格約第35条の規定によりまして、議長、副議長の選出を行なうものであります。 その選出方法については、特に定めはなく、これまでは各支部から選考委員を選出していただき、選考委員会を開催のうえ、決定いただいております。</p>

<p>仮 議 長</p>	<p>ます。 今回も慣例によりまして、そのように取り計らって、よろしいでしょうか。</p> <p>(賛成の声、拍手)</p> <p>賛成という声がありますので、これまでと同様に、選考委員会を設置し、選出することにいたします。</p> <p>なお、選考委員の人数は、これも慣例によりまして、秋田支部から2名、それ以外の支部からは1名、あわせて10名を選出していただきまして、委員長には、最年長の先生にお願いすることとしたいので、よろしく願いいたします。</p> <p>なお、選考委員会は、隣の「第3会議室」で行ないますので、選考委員になられた先生は、大変恐縮ですが「会議室」に移動をお願いいたします。それでは、選考委員会の開催の間、暫時休憩といたします。</p> <p>(暫時休憩) (各支部で選考委員を選出) (別室で選考委員会を開催)</p>
<p>仮 議 長</p>	<p>それでは、会議を再開いたします。 選考委員会の結果について、私が委員長を務めてさせていただきましたので、ご報告いたします。</p>
<p>委 員 長</p>	<p>選考の結果、 議長には、大曲仙北区の私、滑川 副議長には、秋田区の松岡先生 にお願いすることに決定いたしました。</p>
<p>仮 議 長</p>	<p>ただ今、議長には、私、滑川が 副議長には、松岡先生とご報告ですが、 このことで、よろしいでしょうか。</p> <p>(賛成の声、拍手)</p>

<p>仮 議 長</p>	<p>大変、ありがとうございました。 それでは、そのように決定させていただきます。 なお、本日、松岡先生は、所用のため欠席となっておりますので、このあとの通常総代会についても、私が議長を務めさせていただきます。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議事に入る前に、議長の就任にあたりまして、一言ご挨拶させていただきます。 前回、副議長を務めておりましたが、皆様のご推薦により議長に昇格させていただきました。どうか、よろしく願いいたします。 それでは、議事を進めてまいります。 最初に、議席の決定を行ないます。 議案書1頁をお開きください。 仮議席のついた議員名簿を掲載してありますが、この仮議席を正式な議席といたしたいので、ご承認をお願いいたします。</p> <p>(承認)</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 ここで、この度の改選で、6名の先生方が交代しておりますので、新しく議員に就任されました先生を私からご紹介いたします。 お名前を読み上げますので、ご面倒でも挙手をお願いいたします。</p> <p>秋田区の小泉達朗（こいずみ たつろう）先生 秋田区の石垣智（いしがき さとし）先生 本荘・由利区の山田暢夫（やまだ のぶお）先生 湯沢・雄勝区の松下一夫（まつした かずお）先生</p>
<p>議 長</p>	<p>秋田区の桑原敏行（くわばら としゆき）先生と同じく秋田区の前田健二（はらだ けんじ）先生は他の用務と重なったため、本日は欠席となっております。</p> <p>以上で、紹介を終わります。 続いて、5の議事録署名人の選任ですが、慣例によりまして私から指名させていただいてよろしいでしょうか。</p>

<p>理 事 長</p>	<p>(特に異論なし) それでは、 1 番の 村山 先生 5 番の 木村 先生 をお願いいたします。</p> <p>続きまして、大野理事長からご挨拶をお願いいたします。</p> <p>(22番 工藤透先生入室)</p> <p>(挨拶)</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 ただ今、理事長から挨拶をいただきましたが、ご質問等何かございましたら、お願いいたします。</p>
<p>大 高 常 務</p>	<p>(発言なし)</p> <p>特にないようですので、7の議事に入ります。</p> <p>「議案第1号 平成25年度事業報告認定について」から「議案第3号 平成25年度役職員退職積立金特別会計歳入歳出決算認定について」までの3件は、関連がありますので、一括議題といたします。 説明をお願いいたします。</p> <p>(説明「議案第1号」)</p> <p>※議案書17頁、(5)物故者の報告において黙祷</p>
<p>議 長</p>	<p>ここで、亡くなられた方々に対しまして、哀悼の意を表し、黙祷を捧げたいと思います。 ご起立をお願いいたします。</p> <p>(黙祷 30秒間)</p>
<p>議 長</p>	<p>黙祷を終わります。着席をお願いいたします。 引き続き、説明をお願いいたします。</p>

大 高 常 務	(引き続き、説明)
議 長	ありがとうございました。引き続き「議案第2号」「議案第3号」の説明をお願いします。
櫻 庭 常 務	(説明「議案第2号」) (説明「議案第3号」)
議 長	どうもありがとうございました。 ここで、監査報告をお願いいたします。
高 橋 監 事	(監査報告)
議 長	ありがとうございました。 それでは、ただ今説明をいただきました議案第1号から議案第3号までの質疑を行います。 ご質問、ご意見等ございませんか。 (発言なし)
議 長	ご発言がないようですので採決に入ります。 最初に、「議案第1号 平成25年度事業報告認定について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。 (挙手確認・過半数で可決)
議 長	ありがとうございました。全員賛成ですので原案のとおり認定することにいたします。 続きまして、「議案第2号 平成25年度一般会計歳入歳出決算認定につ

議 長	<p>いて」、原案に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手確認・過半数で可決)</p> <p>ありがとうございました。全員賛成ですので原案のとおり認定することにいたします。</p> <p>次に、「議案第3号 平成25年度役職員退職金積立金特別会計歳入歳出決算認定について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手確認・過半数で可決)</p> <p>ありがとうございました。全員賛成ですので原案のとおり認定することにいたします。</p>
議 長	<p>続きまして、「議案第4号 平成25年度一般会計決算剰余金処分について」を議題といたします。</p> <p>説明をお願いいたします。</p>
櫻庭 常務	<p>(説明)</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただ今説明をいただきました議案第4号について、質疑を行います。</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議 長	<p>ご発言がないようですので採決に入ります。</p> <p>「議案第4号 平成25年度一般会計決算剰余金処分について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手確認・過半数で可決)</p>

議 長	<p>ありがとうございました。全員賛成ですので原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>続きまして、「議案第5号 平成26年度一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について」を議題といたします。</p> <p>説明をお願いいたします。</p>
櫻庭 常務	<p>（説明）</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただ今説明をいただきました議案第5号について、質疑を行います。</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p> <p>（発言なし）</p>
議 長	<p>ご発言がないようですので採決に入ります。</p> <p>「議案第5号 平成26年度一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>（挙手確認・過半数で可決）</p>
議 長	<p>ありがとうございました。全員賛成ですので原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>次に、「議案第6号 組合規約の一部改正について」を議題といたします。</p> <p>なお、先程、資格確認の際、報告しましたように、規約改正の審議に必要な人数を満たしております。</p> <p>説明をお願いいたします。</p>

大高常務 議長	<p>(説明)</p> <p>ありがとうございました。 それでは、ただ今説明をいただきました議案第6号について、質疑を行います。 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
13番 曾根議員	<p>組合会の日程についてですが、予定が立てられないので、だいたい結構ですので、日取りを事前に知らせてください。</p>
大高常務	<p>2月の最終週に開催出来ない場合は、3月の第1週に開催したいと思っています。決定次第、お知らせいたします。</p>
13番 曾根議員	<p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>このほかにご発言がないようですので採決に入ります。 「議案第6号 組合規約の一部改正について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手確認・過半数で可決)</p>
議長	<p>ありがとうございました。全員賛成ですので原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>以上で予定されておりました議案の審議は、全て終了いたしました。 ありがとうございました。</p> <p>続いて、8の「役員選挙」に入ります。 議案書の83頁をご覧ください。 現在の理事及び監事の先生方の任期がこの7月31日をもって満了するため、組合規約第38条の2に定めるところにより、次期役員を選出す</p>

<p>5番 木村議員</p>	<p>る必要があります。 その選出にあたりましては、具体的な手続等は定められておりません。 選出にあたり、議員の先生方から、ご意見等がありましたらお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>先程、大野理事長の挨拶にもありましたように、当組合は、保険給付費の増加や国の補助金の減額が予想されるなど、問題が山積しています。このような厳しい状況を十分ご理解いただいている先生方に役員をお願いした方がよろしいかと思っておりますので、現在の執行部に一任してはいかがでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今、木村先生から現執行部に一任したらどうかとの、ご発言がございましたが、木村先生のご意見に賛成の方は拍手をお願いいたします。</p> <p>(拍手)</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今、執行部へ一任することに対しまして、拍手をいただきました。ありがとうございました。</p> <p>それでは、役員を選出について、執行部に一任したいと思います。</p> <p>理事長において、役員を選出にあたりまして、何か腹案等があればご発言をお願いいたします。</p>
<p>理事長</p>	<p>(役員案を配布・説明)</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の理事長からのご提案は、現理事7名と監事1名の留任と、現役員の先生からの退任の申出により、新しく理事に遠山（とおやま）先生、監事に酒見（さけみ）先生にお願いしたいとの案であります。</p> <p>この提案について、特に異論がなければ承認したいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>(賛成の声、拍手)</p>

議 長	<p>ただ今、賛成の声をいただきましたので、理事長から提案されました理事及び監事の先生方を次期役員に選出することに決定いたします。</p> <p>役員を担っていただく先生方には、大変ご難儀をおかけしますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>また、今任期限りをもって退任されます佐藤先生、中島先生はともに、本日欠席されていますが、佐藤先生には理事として20年、中島先生には監事として12年の長きにわたり、当組合の運営にご尽力をいただきました。この場をお借りしまして感謝の意を表したいと思ひます。</p>
議 長	<p>それでは、続いて、9の協議に入ります。</p> <p>議案書の85頁をご覧ください。</p> <p>協議案件として、「仮称医師国保等問題検討委員会の設置について」が、執行部から提案されています。</p> <p>説明をお願いいたします。</p>
理 事 長	<p>(提案説明)</p>
議 長	<p>ただ今、理事長から、組合会議員で構成する検討委員会の設置について、提案がなされました。これに対して、何かご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。</p>
2 番 三 浦 議 員	<p>健康保険料は、各組合が独自に決めて問題ないものなののでしょうか。</p>
理 事 長	<p>健康保険料につきましては、各組合が規約で定めることになっております。</p>
2 番 三 浦 議 員	<p>では、秋田県医師国保組合と岩手県医師国保組合の保険料が異なるという事態は、問題ないのですね。</p>

理 事 長	問題ありません。
三 浦 議 員	わかりました。ありがとうございました。
議 長	このほかにありませんでしょうか。 大野理事長の提案は、組合は赤字が続いており、保険料を値上げする必要があるというもので、検討委員会を設置したいとのことでしたが、いかがでしょうか。
議 長	(賛成の声)
議 長	それでは、特に異論がないとのことですので、委員会を設置することに決定いたしました。 次に、委員の選任であります。組合会議規程の定めるところにより、私から指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
議 長	(異議なしの声等)
議 長	それでは、異議がないということですので、私から委員の先生方を指名させていただきます。
議 長	秋田区の木村 衛（きむら まもる）先生※出席 能代・山本区の山須田健（やますだ たけし）先生※出席 横手区の曾根純之（そね すみゆき）先生※出席 大館・北秋区の遠藤勝實（えんどう かつみ）先生※出席 本日欠席となっておりますが、湯沢・雄勝区の久保信之（くぼ のぶゆき）先生
議 長	以上、5名の先生方をお願いいたしたいので、よろしく願いいたします。
議 長	(了承)
議 長	先生方には、大変お忙しい中、ご難儀をおかけすることになりますが、

<p>議 長</p>	<p>当組合の安定かつ健全な運営発展のために、ご尽力くださいますよう、よろしくお願ひいたします。</p> <p>その他に何か、協議事項ございますか。</p> <p>(執行部からは特になしの予定)</p> <p>特にないようですので、10のその他に入ります。</p> <p>何かございますか。</p> <p>特にないようないようですので、これをもちまして、第117回通常組合会を閉会いたします。ご協力、ありがとうございました。</p> <p>以上全議案の審議を終了し、午後5時に閉会した。</p> <p>以上のとおり議事録が正確であることを証するため、議長とともに議事録署名人ここに署名する。</p> <p style="text-align: center;">議長</p> <p style="text-align: center;">議事録署名人</p> <p style="text-align: center;">同</p>
------------	--

第117回通常組合会理事長挨拶

平成26年7月26日

本日は今年度改選によって新たに組合会代議員に選出された皆様の初めての組合会です。これまで議長を務めていただいた石田先生や長年理事をやっていたいただいた佐藤祥男先生、監事の中島先生等役員の皆さんを含めて今回退任された方が多かったのは、その主な理由は体調不良や高齢等でありましたため、まことに残念ですがやむを得ないことと考えております。現在医師国保が直面する厳しい医療・介護を巡る環境からは、少なくとも今後数年は医師国保も困難な問題に直面することが少なくないものと思いますので、ご苦勞をおかけすることもあるかと思いますが、新たに議員になられた方々は勿論、すべての議員、役員の皆様にはよろしく御支援御協力をお願い申し上げます。

本日のこの後の会議の予定は議長・副議長を選出し、25年度決算、26年度補正予算のご審議をいただくことです。さらに次期役員の選出をお願いします。

それでは、困難な事態に直面している医師国保をめぐる最近の医療情勢について少し長くなるかもしれませんがお話させていただき、御挨拶に代えたいと思います。

御承知のように、去年は当組合を含めて全国の医師国保組合が① 32%国庫補助金削減問題、②会員資格問題に揺れました。全国的に各組合の努力により、会員資格問題は一段落しましたが、もちろんそれだけではなく、多くの問題が提起されてきました。

現在 1,000兆円を超える借金(国債)を抱え、さらにいまだ世界が経験したことのない超少子化と人口減少のスピードに加え、もうすぐ来る 2025年に高齢化のピークを迎える日本は、社会保障制度が持続可能かどうか、抜本的な改革がなされなければ崩壊の危機にさらされるだろうといわれております。

そのため国は、その対策に文字通り必死です。ここにきて大改革についての国の方針の全体像が見え、内容が具体化してきました。

今、国がやろうとしていることは、今年2月の組合会でも申し上げましたが、社会保障制度改革国民会議報告書で出された対策の実行です。この国民会議報告書は昨年8月6日、国に提出され、医療分野の広汎な課題、すなわち①医療サービス提供

体制、②健康増進医療費適正化、③在宅医療と終末期医療、④市町村国保の財政基盤と療養の範囲の適正化、⑤高齢者医療制度などについて、方向性が提案されました。またそれを3年かけて実施していくためのプログラム法案も昨年12月5日に成立しました。そして実際に改革はこの春から始まりました。つまり病院を中心とする診療報酬改定による病床規制、病院機能分化の強制等であり、来年春の介護制度改革による介護規制の強化も決められており、これらを一体として地域包括ケアシステムへ日本の医療と介護を一体的に改革し、将来への持続可能な社会保障制度にしていこうという流れです。さらに社会保障審議会医療保険部会において本年4月から12月までに具体的な審議が行われ、この結果を踏まえて個別法案が27年の通常国会に提出され、29年度までに見直しが見込まれる見込みになっています。

事態は予想以上に急速に進んでいます

もう少し詳しくみますと、今年4月1日から始まった診療報酬では医療供給体制の改訂として現在36万床ある看護師配置7対1病床を、2025年までに5対1の高度急性期病床18万床とすることを目指し、当面2年間で27万床としようとしています。地域包括ケアの概念と実施方法が取り入れられ、一般病床は10対1、13対1等の配置基準になります。これは病院特に中小病院に大きな影響を及ぼすことになります。

そして6月18日には介護保険制度改革と医療提供体制の改革を一体的に進める「地域医療・介護総合確保推進法案」が成立しました。

「地域医療・介護総合確保推進法案」の中には、例えば医療法の改正では医療機関が都道府県に病床機能を4区分(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)に分けて現状と将来の見通し、設備や人員配置、患者の状況、手術実施数等も合わせて都道府県に報告する病床機能報告制度、医療機能の必要量を定める「地域医療構想(ビジョン)」を都道府県が策定すること、医療機関の機能分化・連携を協議する「協議の場」の開催、医療事故調査制度の創設等が提案されています。

介護保険法の改正では特養入所者を原則、要介護3以上に限定、一定以上所得者(単身、年金収入で280万円以上)の自己負担を2割に引き上げ、地域ケア会議を法定化する等がいわれ、地域介護施設整備促進法の改正では地域包括ケアシステムを定義し、医療提供体制の改革と地域包括ケアシステムの構築に向けて都道府県に基金を創設する等、地域包括ケアの基本的な概念のもとに多くの改革の予定が作られています。特に医療機関の機能分化が強く求められることになります。

すでに各地の病院ではこれに対応して「病院は看護師配置基準7対1の算定条件が厳しくなり、5対1の高度急性期病院と10対1の地域包括ケア入院医療管理料を算定する一般病院に分かれてくる動きが進んで来るのではないかと予想し、「地域包括ケアという医療と介護の在り方を理解し、対応することが重要」という認識が広がってきているようです。

また市町村国保の財政基盤の安定化として2015年度から都道府県単位に広域化し、都道府県に国保運営と医療供給体制の管理責任を負わせる事も決まりました。また所得水準の高い国保組合に対する国庫補助の見直しもこれから討議されることが決まっています。

この所得水準の高い国保組合に対する国庫補助の見直し、即ち昨年来医師国保にとって大問題となっているいわゆる32%問題は、今月、7月7日に1回目の医療保険部会で1回目の審議が行われています。医療側として鈴木邦彦日医常任理事が「国庫補助は市町村国保とのバランスで決められており、保険者間の財政調整、国庫補助の在り方、高齢者医療制度など総合的に検討すべきである。組合員の所得基準により一方的に見直すことは、国保組合については死括問題である。医師国保組合はほぼ100%の収納率、また、自家診療の保険請求自粛を行っており、一方的な見直しは容認できない。解散した場合、市町村国保へ行くこととなるが、結果的に国庫補助が増えることになる。」等の主張をしていますが、白川健康保険組合連合会副会長は「基本的には保険料で運営するのが基本(健保組合は国庫補助がない)。財政的に保険料で賄えるのであれば補助がなくてもやっていける。所得水準に応じて必要のあるところに定率補助を出し、(富裕組合への)定率補助は見直すべきである」と述べ、堀真奈美東海大人間環境学科教授は「所得水準が高い国保組合に対し、国庫補助が必要であるという納得できるように整理すべきである」、岩本東京大学大学院経済学研究科教授は「社会保障制度改議国民会議の結論は「ゴールは廃止」である。数字を見て決めていきたいので財政影響の数字を出して議論すべき」等の意見陳述が行われております。状況は厳しいようですが、これから秋にかけて議論が本格的になされてくる予定です。

なお保険診療の財源不足に対応する方法の一つとして混合診療があります。6月13日政府の規制改革会議は保険外併用療養費制度拡大の一環として患者申し出療養費制度(仮称)の創設を盛り込んだ答申書を安倍首相に提出しました。これは27

年の通常国会に提出される予定で日本医師会も容認する声明を発表していますので具体化するものと考えられます。この新制度は患者からの申し出を起点にするのが大きな特徴で、国内未承認薬や保険収載品の適応外使用など未承認薬を使用するまでの期間を6～7カ月から2～6週間に短縮し、迅速に保険外併用を可能にすることで患者の選択肢を拡大するものです。また医薬品のインターネット販売も認可されました。

介護関係では、一律1割だった介護サービス利用の自己負担を一定以上の所得がある人は2割に引き上げ、軽度者向けサービスの一部を市町村の事業に移行し、医療と介護の連携強化を目指し、都道府県に基金を設置することが決まっています。

自己負担アップは年間の年金収入が280万円以上の人を想定していますが、具体的な基準は今後政令で決めるとしています。市町村事業に移すのは介護の必要度が低い要支援1、2の人向けの訪問・通所介護で、15年度から段階的に移行を開始し、17年度末に完了する予定になっています。

特別養護老人ホームの新規入所要件を15年4月から原則、要介護3以上に厳格化することも決まっています。

医療事故調査制度も創設され、15年10月以降、予期しない患者死亡が起きた医療機関に対し、第三者機関への届け出と院内調査の実施をきびしく義務付けるものです。

医師国保組合にとってこれらの医療改革がどう影響するのか、32%問題を含めて、現在ではまだ十分には解りませんが、これらの流れは当然診療所にも大きく影響するでしょう。人口減少・高齢化社会の中で地域包括ケアシステムに組み込まれると現在の医療システムは崩れ、専門科診療だけでは成り立たず、一般医、総合医あるいは家庭医とならざるを得ないところも出てくるのではないかと思います。また短期入院のため在宅へ大量に流れてくる病院からの高齢者の看取りを含めた在宅医療に参加せざるを得なくなる可能性もあります。専門医よりも地域包括ケア医へと医師教育システムも変わって行く可能性があります。

またこれらの情勢変化の中で医師国保組合がどのような保険者機能を発揮すべきか考えなければならないでしょう。保険料値上げを強制される可能性の強い中で会員数をいかに維持増加させていくかも大きな問題です。

しかし厚労省や国は社会保障費の削減を大きな目標としているわけですから、現在増加しつつある医療費・介護保険費用は少なくとも伸びが鈍化する可能性が

大きいと考えられます。

後ほど報告がありますように、現在伸び続けている医療費のために当組合の収支は単年度赤字になっており、保険料値上げが現実問題になってきております。しかし今後医療機関の収入の伸びが低くなるとすると医療機関にとっては厳しい時代になっていく可能性が高く、さらにその中で32%補助金が引き下げられ、その分も含めて当組合の保険料を上げなければならないとすれば、極めて厳しい現実に直面することになります。

32%削減阻止に向かつて全医連は私的団体である現在の全医連を法人化して国や社会への発言力を強化していこうと今年度中の認可を目指して準備を急いでいますが、32%は0ではないかもしれませんが、ある程度の削減は避けられない可能性が強いです。そのために当組合も準備をしていかなければなりません。後ほど提案いたしますが、議員皆様からの代表者による問題検討委員会を立ち上げたいと考えております。

現在の医療・介護をめぐる状況は以上のようなのですが、当組合内部の問題としては全協による共通システムの稼働問題があります。本来は今年春からの本格稼働を目指していたのですが、ソフトの不具合が解消されず、いまだ本格稼働に至っておりません。秋田のIT会社だけでなく全協事務局や元々のソフト作成会社等から直接出張してもらい解決に努力しており、今年10月の新保険証発効までには間に合わせたいと思っております。なお昨年来事務員が大幅にかわっておりますが、皆さん非常によく働いてくれており、共済会を含めてその他の業務は問題なく処理されております。

以上、冒頭申し上げましたように、次期執行部の皆さんには多少とも負担をおかけすることになるかもしれない時代の情勢ですので、これを乗り切るためには議員の皆様様の全面的なご協力が是非とも必要です。何卒よろしくお願い申し上げます。